

鈴鹿市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

鈴鹿市公平委員会

委員長 長谷部 拓哉

鈴鹿市公平委員会規則第 2 号

鈴鹿市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鈴鹿市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 4 1 年鈴鹿市公平委員会規則第 1 号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
組織	職	組織	職
略	略	略	略
市長 の事 務部 局	<u>部長 技術統括監 理事 次長</u> <u>会計管理者</u> 参事 課長（図 書館長及びクリーンセンター所 長を含む。） 副参事 秘書課 秘書グループリーダー 人事課 人事研修グループリーダー 人 事課給与厚生グループリーダー 総務課行政・法務グループリ ーダー 財政課財政グループリ ーダー 幼稚園長 幼稚園教頭	市長 の事 務部 局	<u>会計管理者 部長 理事 次長</u> 参事 課長（図書館長及びク リーンセンター所長を含む。） 副参事 秘書課秘書グループ リーダー 人事課人事研修グル ープリーダー 人事課給与厚生 グループリーダー 総務課行政 ・法務グループリーダー 財政 課財政グループリーダー 幼稚 園長 幼稚園教頭
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。